

議案第 5 号

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 8 月 1 0 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

清和保育園の清和地域拠点複合施設への移転に伴い、同園を認定こども園へ移行するため、君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和元年君津市条例第 1 0 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和元年君津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（名称及び位置）

第3条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
君津市立人見こども園	君津市人見四丁目11番28号
君津市立清和こども園	君津市西栗倉36番地

第4条第2号中「子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条」を「児童福祉法第24条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（君津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 2 君津市保育園の設置及び管理に関する条例（平成10年君津市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表君津市立清和保育園の項を削る。

（君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 君津市清和地域拠点複合施設の設置及び管理に関する条例（令和5年君津市条例第 号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 君津市立清和こども園（君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和元年君津市条例第10号）第3条の表に規定する君津市立清和こども園をいう。）

(施設の構成)

第3条 清和地域拠点複合施設は、次に掲げる施設（以下「個別施設」という。）をもって構成する。

(1) ～(3) 省略

(4) 君津市立清和こども園（君津市認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和元年君津市条例第10号）第3条の表に規定する君津市立清和こども園をいう。）

(施設の構成)

第3条 清和地域拠点複合施設は、次に掲げる施設（以下「個別施設」という。）をもって構成する。

(1) ～(3) 省略